

- 公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき
- ②解除の効果及び払い戻し
 本項①の①に規定し得ない事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けたかかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払ひ、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービスを提供するに支払ひ又はこれにかかわり支払ひべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。
- ③本項②の①の a、d により当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻するための必要な手配をいたします。
- ④当社が本項②の①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

17. 旅行代金の払い戻し

- (1)当社は、第19項の③(3)の規定により旅行代金を減額した場合は「第14項から第16項までの規定によりお客様より当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはパンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。
- (2)本項①の規定は、第21項(領受書(お客様)の責任)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。
- (3)お客様は出発日より1ヶ月以内にお申込店に払戻しをお申し出ください。
- (4)クーポン券類の引渡し後の払戻しについては、お渡ししたクーポン券類が必要となります。クーポン券類の提出がない場合には、旅行代金の払戻しができないことがあります。

18. 添乗員

- (1)添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行なうお申込の表示は、原則として本項①に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務をいたします。旅行中は原則の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従って頂きます。添乗員の業務は日程に対して8時から20時までとします。
- (2)現地添乗員同行表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項(1)における添乗員の業務に準じます。
- (3)現地係員案内表示コースには、添乗員は同行いたしません。現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行います。
- (4)個人型プランには、添乗員等は同行いたしません。添乗員等が同行しないご旅行は、お客様ご自身での旅程管理をお願いいたします。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要クwestionをお渡しいたします。その際、旅行サービスの提供を受ける必要手続きはお客様ご自身で行って頂きます。交通機関等のサービス提供の中止やお客様ご都合で急遽中止されるに付する場合は、取扱販売店に連絡をお願いいたします。尚、取扱販売店が休業日、又は営業時間外で連絡が不可能な場合は、ご自身で、残りのご利用予定のサービス提供機関(ホテル、交通機関等)への取消連絡や取消処理をお願いいたします。取消連絡・取消処理をされなかつた場合は、極端に不利なことになる、一切の返金を受けられないこととなりますのでご注意ください。
- (5)現地添乗員が同行しない区間及び現地係員が業務を行わない区間において、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身で行って頂きます。

19. サービスの責任

- (1)当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日より起算して2年以内(当社に対して通知があった場合は)とします。
- (2)お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。
- ①天災地変、戦乱、暴動又はこれらために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止②運送、宿泊機関等の事故、火災により発生する損害③運送、宿泊機関等のサービスが中止又はために生じる旅行日程の変更④天災地変、戦乱、暴動等のサービスが中止⑤公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止⑥自由行動中の事故⑦食中毒⑧盗難⑨運送機関の遅延⑩交通・スケジュール変更、経路変更等又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞り時間の短縮
- (3)手荷物について発生した本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間満了後発生した損害の翌日から起算して14日以内(当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額が如何にかかわらず当社が行う賠償額はお客様1人あたり最高15万円まで(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)といたします。

20. 特別補償

- (1)当社は前項(1)の当社の責任が生じるかを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金(1500万円)・後遺障害補償金(1500万円を上限)・入院見舞金(2万円~20万円)及び通院見舞金(1万円~5万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします)を支払います。
- (2)本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われな日については、その旨パンフレットに明示した場合には限り当該募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージョ、ポスレック、スカイダイビング、ハンググライダー(搭乗、超軽量動力機(モーター、燃料タンク、プロペラ、エンジン、燃料タンク、バルブ、燃料タンク)の搭乗、パラグライダー搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるもの)であるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運送が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (4)当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書、貯金証書(通帳及び現金支払用カードを含みます。)、各種データその他これらに類する貴重品については、損害補償金を支払いません。
- (5)当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

21. お客様の責任

- (1)お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し渡します。
- (2)お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3)お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するに当たり、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたときも、お客様は、以下のようにして事前にその旨添乗員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。
- (4)当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の

負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければならないものとします。

(5)クーポン券類紛失の場合、当該クーポン券類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金は取合事務のご負担となります。この場合の再発行・料金は、運送機関が定める金額とします。

22. オプションツアー又は情報提供

- (1)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が企画・実施する募集型企画旅行(以下「当社オプションツアー」といいます。)の第20項(特別補償)の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社オプションツアーは、パンフレット等で「企画画」で当社と明示します。
- (2)オプションツアーの運行事業者が当社以外である旨をパンフレットで明示した場合には、当社は、当該オプションツアーに参加中にお客様に発生した第20項(特別補償)で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います(但し、当該オプションツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面に記載された場合を除きます。)。また、当該オプションツアーの運行事業者の責任及びお客様の責任は、オプションツアーの責任を負いません。
- (3)当社は、パンフレット等で単なる情報提供)として可能なスポーツ等に記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中に当社に発生した損害に対しては、当社は第20項の特別補償規程は適用しません(但し、当該オプションツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面に記載された場合を除きます。)。また、当該オプションツアーの運行事業者の責任及びお客様の責任は、オプションツアーの責任を負いません。

23. 旅程保証

- (1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の①・②・③に該当する変更を除きます。)、第7項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する差率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第19項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合は、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
- ①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただしお客様が本項(1)の提供を受けたことにかかわらず運送、宿泊機関等の際原・部原その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)
- ②パンフレットに記載した旅行サービスの変更を受けるときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
- ③パンフレットに記載した旅行サービスの変更を受けるときの当該変更になった場合で、その旨パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けることになった場合は、当社は変更補償金を支払いません。
- (2)本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7項で定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がひとつの旅行につき1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- (3)本項(1)の規定の同意を得ないことにより変更補償金を損害賠償金の支払いに替へ、当該と相應の物品サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

変更補償金の額＝1件につき下記のとおり旅行代金		
当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の期日までに	
	お客様に通知した場合	お客様に通知した場合
①パンフレット又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②パンフレット又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストラン)を含みます。その他の旅行の目的地的変更	1.0%	2.0%
③パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金等のものの変更④変更後の乗務員等乗務員の合計数がパンフレット又は確定書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)ます。	1.0%	2.0%
④パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤パンフレット又は確定書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥パンフレット又は確定書面に記載した本邦内と本邦外の間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であつて、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0%	2.0%
⑧パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の等級の種類、設備又は景観その他の設備の変更	1.0%	2.0%
⑨上記①～⑧に掲げる変更のうち募集型パンフレット又は確定書面のツアー・タイトル欄に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

- 注1：パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。
- 注2：①に掲げる変更については、①～⑧の料率を適用せず、⑨の料率を適用します。
- 注3：1件とは、運送機関の場合(乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件)とします。
- 注4：④⑦⑧に掲げる変更が乗車船又は1泊の中で複数発生した場合であっても、1乗車船又は1泊につき1件として取り扱います。
- 注5：③④に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取り扱います。
- 注6：④運送機関の会社名の変更、⑦宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関そのものの変更に伴うものをいいます。
- 注7：④運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- 注8：⑦宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト、若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストによりします。

24. 通信契約による旅行条件

- 当社は、当社が発行するカード会員(当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。))のカード会員(以下「会員」といいます。))より会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受けること(以下「通信契約」といいます。))を条件に旅行のお申込みを受けられる場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。(受託旅行者により当該取扱いできない場合がございます。また取扱可能なカードの種類も受託旅行者により異なります。)
- (1)お客様は、通信契約による旅行代金や取消料等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。
- (2)申し込みに際し、「会員番号(クレジットカード番号)」「カード有効期限」等を当社に通知していただきます。

- (3)通信契約による旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾する旨を郵便で通知する場合に、当社がその通知を発した時に成立し、当社らが電話、e-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達した時に成立し、お客様がその通知を受けた時に成立し、お客様がその通知を受けた時に成立します。
- (4)当社らは提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして「パンフレット」に記載する金額の旅行代金又は「第14項に定める取消料」の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。
- (5)契約解除のお申し出があった場合は、当社らは旅行代金から取消料を差し引いた額を解約の申し出があった日の翌日から起算して7日以内(減額又は旅行開始後の解除の場合は、30日以内)をカード利用日として払い戻します。
- (6)与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社らは通信契約を解除し、当社らが別途指定する期日までに現金にて旅行代金を支払いいただきます。当該期日までに、お支払いいただけない場合は14項(1)の取消料と同額の違約料を申し渡します。

25. 国内旅行保険への加入について

ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があり、被害者自身を保険料を自己負担して被害を回復させることが困難な場合があります。ご旅行中は、国内旅行保険に加入することを勧めます。国内旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。

26. 個人情報の取扱い

- (1)当社は、旅行申込みの受付に際し、所定の申込書に記載された項目についてお客様の個人情報を取扱いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目をご自分で選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供いただけない場合であっても、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びその他のサービスへの受領のために必要な手続きがとれない場合、お客様の個人情報を引継ぎしてご利用させていただきます。お客様がご提供いただいた個人情報は「受託販売欄」に記載された(総合)旅行業務取扱管理者が個人情報管理者を代理してご対応いたします。
- (2)当社は、前号より取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し出いただいた旅行において旅行サービスの手配及びその他のサービスへの受領のために必要な手続きがとれない場合、お客様の個人情報を引継ぎしてご利用させていただきます。お客様がご提供いただいた個人情報は「受託販売欄」に記載された(総合)旅行業務取扱管理者が個人情報管理者を代理してご対応いたします。
- (3)当社は、前号より取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し出いただいた旅行において旅行サービスの手配及びその他のサービスへの受領のために必要な手続きがとれない場合、お客様の個人情報を引継ぎしてご利用させていただきます。お客様がご提供いただいた個人情報は「受託販売欄」に記載された(総合)旅行業務取扱管理者が個人情報管理者を代理してご対応いたします。
- (4)当社は、旅行参加後、空港等であつた旅行サービス業務等において、本項(1)より取得した個人情報を取扱う業務の一部または全部を他社へ委託することがあります。この場合、当社は当該委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報保護を預託いたします。
- (5)当社は、旅行先でのお客様のお買ひ物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産品店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、電話番号及び搭乗される航空便名等に係る個人データを、予め電子的方法等で提供することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、お申込店に出発前までにお申し出下さい。

27. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレットに明示した日となります。

28. その他

- (1)お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物回収に伴う諸費用、別行動開始に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (2)お客様の便宜をはかるため土産品店にご案内することがありますが、お買ひ物に際し、お客様は、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手付けはいたしません。
- (3)お客様の都合が、航空会社が任意で搭乗予定便以外の航空機に搭乗することをお客様に依頼する制度(フレックストラバール制度)に同意し、当社が手配した航空機に依頼される場合は、当社の手配業務・旅程管理業務は履行されたとして、また、当該変更部分に関わる旅程保証責任・特別補償責任は免責となりますので、ご了承ください。
- (4)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (5)当社らは募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関するお問合せ、登録されるお客様ご自身で当該航空会社へ行なっていただきます。利用航空会社の変更が各サービス別の条件に変更が生じた場合でも第19項(1)及び第23項(1)の責任を負いません。

旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税などの諸税が課せられますのでご了承ください。

受託販売